

# 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請チェックリスト

- 全てチェック
- 該当する場合のみチェック

## 【1】対象者の判定について

- 対象者は市町村民税非課税世帯（世帯全員が非課税）である。
- 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である。
- 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下である。
- 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない。
- 負担能力のある親族等に扶養されていない。  
（市町村民税が課税されている方の扶養親族になっていない。）
- 加入している医療保険証の名義人は、市町村民税が課税されていない。
- 介護保険料を滞納していない。

※上記にあてはまらない場合は対象外です。

## 【2】申請書について

- フリガナ、氏名、生年月日、住所、性別、電話番号が正しく記入されている。
- 利用者負担額軽減申請理由が記入されている。
- 世帯構成（氏名、生年月日、性別）が正しく記入されている。
- 生計中心者に○を付けている。
- 申請者（被保険者）の住所、氏名、電話番号が正しく記入されている。  
※原則本人の申請となり、代理申請の場合は関係が分かる書類の添付が必要です。
- 申請者（被保険者）被保険者の印が押印されている。

## 【3】収入状況等申告書について

- 申告者（被保険者）の住所、氏名が正しく記入されている。
- 申告者（被保険者）の印が押印されている。
- （代筆の場合）  
代筆者の氏名、続柄、電話番号が正しく記入されている。
- 代筆者の印が押印されている。
- 前年収入について、氏名、年間の総収入額が正しく記入されている。
- 不動産並びに預貯金等の状況について、該当箇所にチェックを入れている。
- （所有している場合）  
所有している利用可能な資産の状況について正しく記入している。
- 預貯金等について、該当箇所にチェックを入れている。
- （350万を超える預貯金がある場合）  
350万を超える預貯金等の状況について正しく記入している。
- 被保険者本人の状況(1)～(3)について、該当箇所にチェックをいれている。

## 【4】添付書類について

- 通帳は最新の取引まで記帳している。
- 残高が分かるページと表紙（口座番号・氏名が分かるページ）のコピーを添付している。
- 本人及び世帯員名義の預貯金（普通・定期）全てが確認できるコピーを添付している。
- （本人及び世帯員に、以下の表に含まれる資産がある場合）  
確認できる書類を添付している。

預貯金等に含まれるもの	確認方法（添付書類）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	自己申告

- （個人番号（マイナンバー）を記載している場合）  
裏面のとおりに確認書類を提示（郵送の場合はコピーを添付）している。

※上記項目に不備があると、受付できない場合がありますのでご注意ください。

各種申請において個人番号を記載された場合、受け付けの際個人番号に誤りがないか、「番号確認」及び「本人確認」（代理人申請の場合「代理権確認」「代理人の身元確認」「本人の番号確認」）を行わせていただきますので、下記の通り確認資料の提示等をお願い致します。

※ なお、個人番号の記載や確認資料の提示が困難な場合には、個人番号は未記入のまま提出いただいて差し支えありません。（未記入の場合、確認資料は不要です）

【Ⅰ. 本人が申請する場合】

	「番号確認」①～③のうち1つ	「本人確認」①～③のうち1つ、または④のうち2つ
対面・郵送※注	<p>① 個人番号カード</p> <p>② 通知カード</p> <p>③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書</p>	<p>① 個人番号カード</p> <p>② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書</p> <p>③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの）</p> <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合 （以下の書類を2つ以上） ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの）</p>

【Ⅱ. 本人の代理人が申請する場合】

	「代理権確認」 ①～②のうち1つ	「代理人の身元確認」 ①～②のうち1つ、または③のうち2つ	「本人の番号確認」 ①～③のうち1つ
対面・郵送※注	<p>① 法定代理人の場合 戸籍謄本その他その資格を証明する書類</p> <p>② 任意代理人の場合 委任状</p> <p>③ ①②が困難であると認められる場合 本人の被保険者証</p>	<p>① 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書</p> <p>② 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの）</p> <p>②' 法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（i 商号又は名称、ii 本店又は主たる事務所の所在地、が記載されているもの）</p> <p>③ ①②が困難であると認められる場合 （以下の書類を2つ以上） ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの）</p>	<p>① 本人の個人番号カード又はその写し</p> <p>② 本人の通知カード又はその写し</p> <p>③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し</p>

※注 郵送の場合は、書類又はその写しの提出が必要です。